

市の商工振興支援制度を紹介します

商工観光課(西有家庁舎) ☎73-6633

市内で創業や規模拡大を目指す事業者などを支援するための補助制度を設けています。申請を希望する場合は、事前にご相談ください。

① 中小企業ステップアップ支援事業補助金

市内の中小企業などが新規事業および規模拡大のために行う設備機器の購入などに対し、補助を行います。

- 補助対象者 市内に事業所を有している個人事業主または市内に本社を有する従業員が30人未満の中小企業
- 対象業種 製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業

対象経費など	事業区分	対象経費	補助率	補助上限額
	設備投資補助金	土地代を除く事業所の新設に係る建設工事費および設備機器購入費	3分の1	200万円

② 創業支援事業補助金

市内で創業するために必要な事業所の新設および改修ならびに設備機器購入に対し、補助を行います。

- 補助対象者…市内で創業する人のうち、市民または代表者が市内に住所を有する法人

対象経費など	事業区分	対象経費	補助率	補助上限額
	世界遺産やジオパークに関連した新たな取組として認められる事業	土地代を除く事業所の新設および改修費ならびに設備機器購入費	10分の3	200万円
	上記以外の事業			100万円

③ 地域物産開発販売支援事業補助金

農林水産物や鉱工業品といった地域資源を活用した新商品・新技術の研究開発や商品改良に対し、補助を行います。

- 補助対象者…市内に住所のある個人、地域団体または中小企業者で、国税および地方税を滞納していないことなど

対象経費など	事業区分	対象経費	補助率	補助上限額
	世界遺産に関連した取組	①新商品・新技術の研究開発などに要する経費	3分の2以内	① 50万円
	上記以外の取組	②商品改良に要する経費	2分の1以内	② 25万円

④ HACCP(ハサップ)導入支援事業補助金

衛生管理体制を構築し、消費者の信頼性向上を図り産地競争力を強化するため「ながさきHACCP」の導入に必要な経費に対し、補助を行います。

- 対象業種…食品製造業 ※そうめん製造業者は「島原手延そうめん認証制度」の認証を受けていること

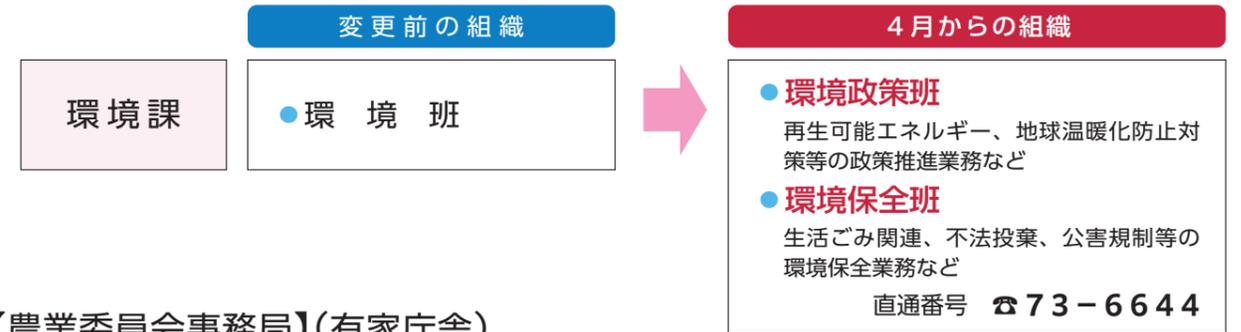
対象経費など	対象経費	補助率	補助上限額
	ながさきHACCP4段階以上の評価取得にかかる設備の導入または改修などに要する経費	2分の1	100万円

令和6年4月1日から市役所の組織が一部変わります

人事課(西有家庁舎) ☎73-6623

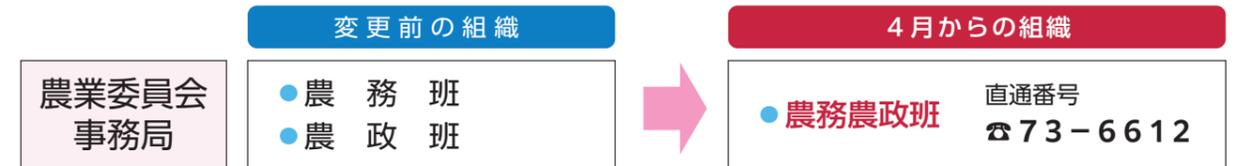
【環境水道部】(衛生センター庁舎)

- 環境課を1班体制から2班体制に再編します。



【農業委員会事務局】(有家庁舎)

- 農業委員会事務局を2班体制から1班体制に再編します。



住宅・店舗・旅館等リフォーム資金を補助します

商工観光課(西有家庁舎) ☎73-6633

市民の住生活環境の向上と、市内工事施工業者への発注による地域経済の活性化を図るため、リフォーム工事を行う人に対し、補助を行います。



【補助対象】

- 対象者 市税の滞納がなく、次のいずれかに該当する者
 - ・市民または市外在住者で実績報告書を提出する前に転入手続きを完了する者
 - ・市内に本社がある法人

- 対象物件 固定資産台帳にある住宅・店舗・旅館など

- 対象工事 個人法人問わず市内の施工業者(支店や営業所などは除く)へ発注する工事で、工事額が税込30万円以上、令和7年3月までに完成する工事
※以前にリフォーム資金補助金の交付を受けた建物は対象外

【補助率(上限額)】

- 住宅…工事費の10% (20万円)
- 店舗…工事費の20% (100万円)
- 旅館…工事費の30% (200万円)

【補助対象とならない工事の例】

- ・申請前に着手した工事
- ・各種機器の新設、取替え工事およびそれに伴う配管工事のみなどの工事
- ・倉庫、車庫、作業場、工場など住宅、店舗、旅館などではない物件の工事
- ・施工業者の代表者と申請者が同一世帯の工事